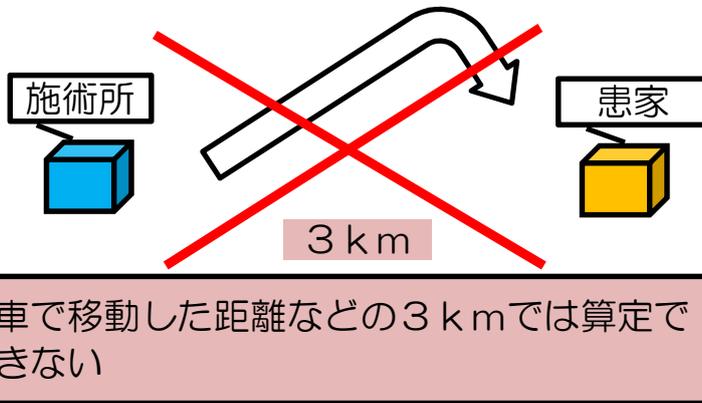
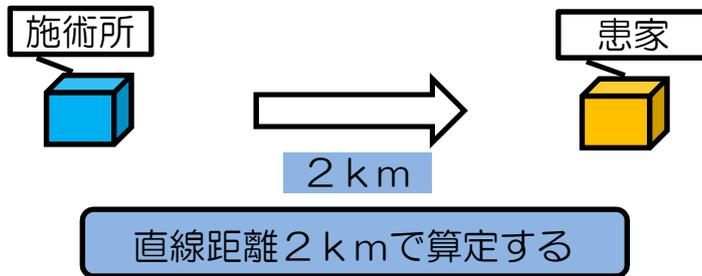
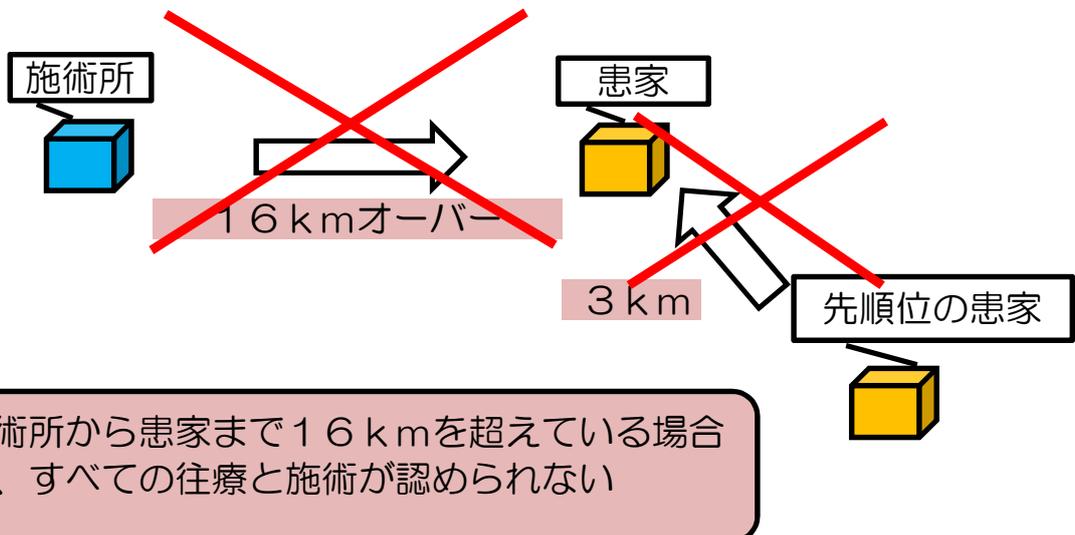


往療料について

- ① 往療の距離は、原則として施術所の所在地または保健所に届け出した住所地と患家の直線距離で算定すること

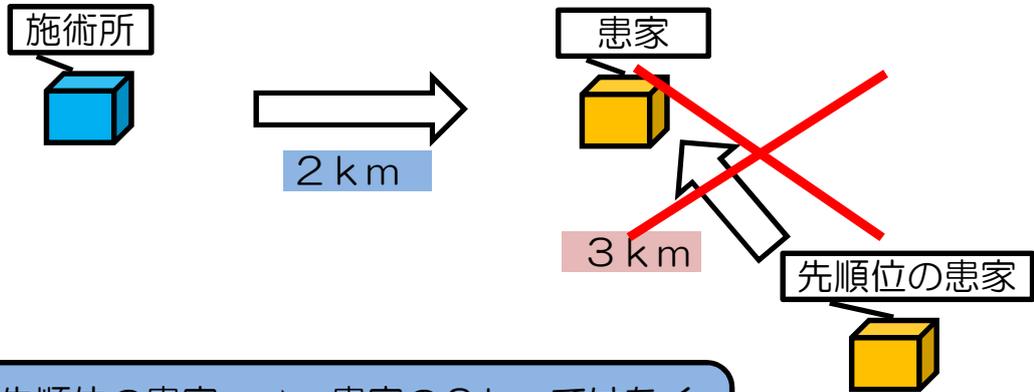


- ② 片道 16 km を超える往療により行われた施術は、原則として認められないこと。なお、片道 16 km を超える往療とは、施術所の所在地または保健所に届け出した住所地と患家の直線距離であること



- ③ 先順位の患者から次順位の患者への距離が、施術所の所在地または保健所に届け出した住所地から患者までの距離より遠距離になる場合は、施術所の所在地または保健所に届け出した住所地から患者までの距離で算定すること

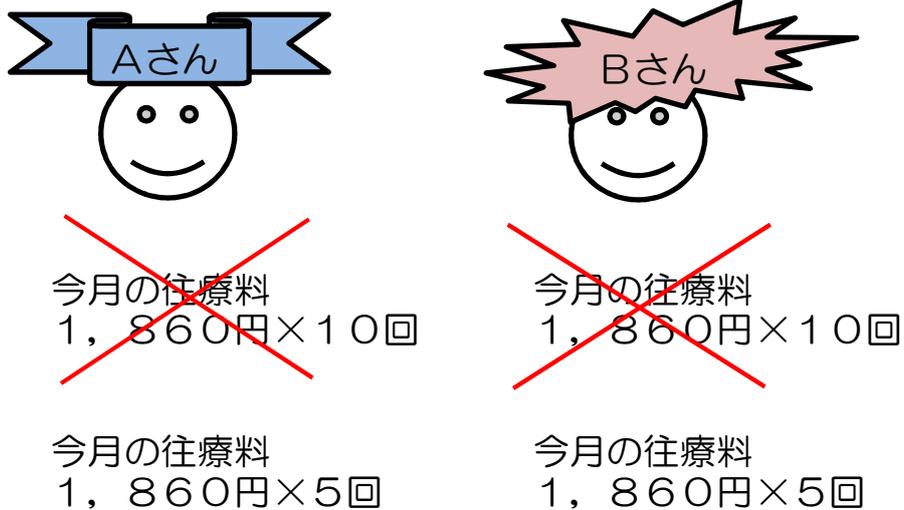
患者までの距離が先順位の患者より、施術所のほうが近い場合・・・



先順位の患者 ⇒ 患者の3 kmではなく、
 施術所 ⇒ 患者の2 kmで算定する

- ④ 同一家屋内（介護老人福祉施設等の施設を含む。）で複数の患者の施術を行った場合は、1回の訪問につき、一人分の往療料のみ算定すること。また、この場合に複数の患者の負担がなるべく均等になるよう、配慮すること

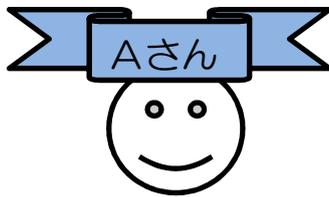
同一家屋内の二人の患者に10回往療した場合・・・



10回分の往療料を二人の患者に
 5回分ずつ算定する

- ⑤ 同一家屋内（介護老人福祉施設等の施設を含む。）で複数の患者の施術を行った場合であって、往療料を複数の患者に振り分けるにあたっては、往療料の単価までは按分せず、往療の回数を単位として振り分けること

同一家屋内の二人の患者に月1回往療する場合・・・



~~今月の往療料
1,860円 ÷ 2 = 930円~~

~~今月の往療料
1,860円 ÷ 2 = 930円~~

今月の往療料
1,860円

今月の往療料
なし

来月の往療料
なし

来月の往療料
1,860円

往療料の額は単価まで割らない。回数を単位に振り分け、1ヶ月だけで調整しきれない場合は、翌月以降にまたがって調整する

※ 直線距離と実際の移動距離が著しくかけ離れている場合は、実際の移動距離を往療の距離として認める場合もありますので、適宜ご相談ください

川を挟んで直線距離 1 km だが、橋を渡るため大きく迂回するケース

